２０１５年６月１５日

第 一 東 京 弁 護 士 会

会　　長　　岡　　正　晶　様

裁判所速記官制度を守り、司法の充実・強化を求める会

会　　　長　弁護士　鶴　見　祐　策

大阪支部長　弁護士　安　原　　　浩

**意 見 表 明 等 の お 願 い**

お願いの趣旨

貴弁護士会において、速記官の養成再開に向けた意見表明（声明、意見書、決議文など）をしていただけますようお願いいたします

説　　　　明

私たちは、公正な裁判を実現する上で、公判廷での供述は正確で客観的な記録であること、また、迅速な裁判実現のためには、供述記録の迅速な作成が必要だと考えています。

とりわけ、連日的法廷での審理・評議が求められる裁判員裁判では、法廷での証拠調べが重視されます。そのため、証人・本人の正確で、客観的な供述記録（供述証拠）が迅速に作成されることの大切さが改めて認識されています。

そうした要請に応えられるものは、速記官が作成する速記録しかありません。速記録であれば、一覧性・検索性にもすぐれており、公正・迅速な裁判の実現には必要不可欠なものです。

いま、裁判所速記官は、電子速記タイプライターに自主的に開発・改善したコンピュータソフト「はやとくん」をセットして速記録を迅速に作成することができるようになっています。

日弁連の人権大会で、裁判所速記官が担当したリアルタイム文字表示のモニターをご覧いただいた方もいらっしゃることと思いますが、このシステムを活用する態勢をとればリアルタイム速記も可能となりますし、聴覚障がい者への情報保障が可能になるなど活用の場も広がります。

昨年１年間でも、近畿弁護士会連合会、関東弁護士会連合会の理事長声明はじめ、滋賀、京都、釧路の各弁護士会で養成再開を求める会長声明や意見書が発出されていますが、近年の裁判員裁判の施行にともない、ますます速記録の必要性が認識されるようになっていることの証だと考えます。

つきましては貴弁護士会でも、養成再開を求める意見書などを発出されますよう、よろしくお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

（添付資料）

　１　速記官制度をめぐる経過と問題

２　全国速記官配置表（２０１５年４月１日改訂）

３　パンフレット

４　近畿弁護士会連合会理事長声明

５　関東弁護士会連合会理事長声明

６　弁護士３０００人アンケート

７　速記官制度提言書

８　２０１５年４月７日法務委員会・清水忠史衆議院議員質問議事録

　９　守る会ニュース

（ 連 絡 先 ）　担当　副会長　奥　田　　正